

いわて旅応援プロジェクト第2弾をご利用いただくお客様へ

国の新型コロナウイルス感染症対策の方針に則り、いわて旅応援プロジェクトをご利用の際は**2種類の証明書**が必要です。

- ①居住地を確認できる身分証明書
- ②予防接種済証等又は検査結果通知書

代表者の方だけではなくいわて旅応援プロジェクトの割引を受けようとする同行者全員の確認が必要です。

予防接種済証等又は検査結果通知書とは？

予防接種済証等又は検査結果通知書として下記のうちいずれかを割引適用を受けようとする全員分提示してください。

現物以外に、スマートフォン等で撮影した画像や写し・コピー控え等の提示も可能です。

※未就学児（概ね6歳未満）については、同居する監護者が同伴する場合には提示は必要ありません（6歳以上12歳未満の児童については検査結果の陰性の確認が必要）。

予防接種済証明書等

接種済証明書とは下記3点が該当します。

- 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- 新型コロナウイルスワクチン接種記録書
- 新型コロナウイルスワクチン接種証明書



■接種済証明書の条件

①2回目の接種日から14日以上経過したもの

※数日間に渡る旅行や宿泊の場合は、旅行開始日及び宿泊の初日が基準となります。

【例】12/20にワクチン2回目接種 → 1/3から宿泊OK

12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	
	2回目接種	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊可能→				

②本人であること(身分証明書等で確認)

③2回分のワクチンシールが貼られていること(予防接種済証または接種記録書の場合)

検査結果通知証

検査結果通知書とは下記2点が該当します。 ※検査費用は宿泊・旅行者の自己負担です。

- PCR検査結果における陰性証明
- 抗原定量検査における陰性証明（検査結果通知書）
- 抗原定性検査における陰性証明（検査結果通知書）

■陰性証明書の条件

①旅行開始日及び宿泊の初日において有効期限が過ぎていないもの

●PCR検査結果における陰性証明

●抗原定量検査における陰性証明（検査結果通知書）は、

PCR検査および抗原定量検査の有効期限は3日間のため、利用者が旅行開始日・宿泊初日の3日前以降に検体採取を行った場合の検査結果通知書により、陰性であることが証明出来ればOK。

【例】1/4が宿泊日 → 1/1以降の検査結果通知書にて陰性であることが必要

12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7
							検体採取期間→	宿泊日		

●抗原定性検査は、宿泊者が宿泊日の前日または宿泊当日に検体採取を行った場合の検査結果通知書により、陰性であることが証明出来ればOK。

②本人であること（身分証明書等で確認）

③検査結果が陰性であること

④検査方法が明記されていること

岩手県居住者は、令和3年12月31日（金）までのご利用分については、予防接種済証等又は検査結果通知書は不要ですが、これまでどおり、居住地を確認できる身分証明書の提示は必要です。

いわて旅応援プロジェクト第2弾 ご利用のポイント

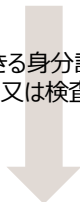
いわて旅応援プロジェクトご利用の流れ



宿泊旅行・日帰り旅行 予約



- ①居住地を確認できる身分証明書
- ②予防接種済証等又は検査結果通知書を準備する



宿泊施設または旅行会社 証明書等の提示と割引申込書・誓約書記入

旅行終了後や宿泊後の提示は認められませんのでお気をつけください！

宿泊施設に予約した場合

ご宿泊当日、チェックインの際に必ずご確認ください。
※連泊の場合は、連泊の初日のみの確認でOK

旅行会社に予約した場合

ご旅行出発日までにご予約の旅行会社で提示ください。
※詳細はご予約の際に旅行会社にてご確認ください。



割引適用と クーポンお渡し



いわて旅応援プロジェクトご利用の注意点

1 いわて旅応援プロジェクトご利用には、下記いずれかに該当していることが条件となります。

- **ワクチン接種済**（2回目の接種日から14日以上経っていること）
- 旅行開始日または宿泊開始日において、**有効期間内の陰性証明を持って**いること

2 確認書類の持参忘れ等により、当日までに予防接種済証等または検査結果通知書を確認できない場合でも、**後日の提出は認められません。**
その場合、**いわて旅応援プロジェクトの割引を適用することができませんので**ご注意ください。

3 予防接種済証等又は検査結果通知書の確認は現物以外に、スマートフォン等で撮影した画像や写し・コピー控え等の提示も可能です。

- **事前に予防接種済証等又は検査結果通知書を携帯電話で撮影し保存**
 - **事前に写し・コピーを取っておく**
- 等の対応をおすすめします。

4 条件を満たさない場合や確認書類を持参しなかったために、**いわて旅応援プロジェクトが利用できず、ご予約の取り消しをされる場合の所定の取消料や代金変更等については、販売時に必ず利用者に周知**するようにお願いします。

5 厚生労働省ホームページ内「**自費検査を提供する検査機関一覧**」から検査を受けることができる検査機関をご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html



6 ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性もあります。また、検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性もあります。旅行開始日の2週間前からは、特に注意しながら、感染リスクを避けて生活するように心がけましょう！

旅行前に「**新しい旅のエチケット**」をご確認ください。
https://www.mlit.go.jp/kankochou/kouhou/news_2021.html



予防接種済証等又は検査結果通知書の見本

■ 予防接種済証等について

< 予防接種済証の場合 >

2回分シールが貼られているか確認。
2回目以降14日経過しているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

接種を受けた方へ
●シールは剥がさず、自宅ごと接種簿へお持ちください。
●お旅の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

< 接種記録書の場合 >

2回分シールが貼られているか確認。
2回目以降14日経過しているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

新型コロナウイルスの接種を受けた医療従事者の方へ
○ 接種記録簿は、自己の管理でシールを貼ります。上記のシールを貼ることで、接種簿は、接種の記録となります。大切に保管してください。
○ 接種簿が破損する場合は、自己の責任で、自己が責任を負う形で新しい接種簿を入手してください。
○ 接種簿が破損した場合、接種簿を破損した接種簿を破棄し、新しい接種簿を入手してください。
○ 接種簿が破損した場合、接種簿を破損した接種簿を破棄し、新しい接種簿を入手してください。
○ 接種簿が破損した場合、接種簿を破損した接種簿を破棄し、新しい接種簿を入手してください。

出典：厚生労働省ホームページ

■ 検査結果通知書について

< 検査結果通知書の様式例 >

検査結果通知書

- この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
- 利用の際に、身分証明書とともに提示してください。
- 新型コロナウイルス感染者であるかどうかの診断には用いることができません。

陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

【陽性の場合】
 医療機関を受診してください。
 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください
 電話番号 〇〇-XXXX-XXXX

出典：観光庁「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」

ご注意事項

- 宿泊施設や旅行会社が居住地を確認を行う際に、居住地及び予防接種済証等又は検査結果通知書の確認できない方の割引適用はできません。
- 同行者等が県外居住者であることが発覚した場合は、割引適用外の方は正規料金でお支払いいただきます。
- 対象県居住者のなりすましや、虚偽の申告があった場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- 対象県に居住することを確認するために必要な書類の貸し借りが発覚した場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- なりすまし、虚偽の申告、転売、転売商品の購入については、法令により罰せられる可能性がありますのでご注意ください。